

反社会的勢力排除に関する規程

第1章 総則

（目的）

第1条 本規程は、株式会社黒岩（以下「当社」という。）が、反社会的勢力との関係を遮断し、企業としての社会的責任を果たすために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者をいう。

第2章 基本方針

（関係遮断の原則）

第3条 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、いかなる取引も行わないものとする。

（不当要求への対応）

第4条 反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然とした態度で対応する。

（資金提供の禁止）

第5条 反社会的勢力に対しては、いかなる名目であっても資金提供や便宜供与を行わない。

第3章 対応体制

（対応部署）

第6条 反社会的勢力への対応は、コンプライアンス等を担当する部署が中心となり行う。

（外部機関との連携）

第7条 当社は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、適切な対応を図る。

第4章 取引管理

（取引開始時の確認）

第8条 新規取引先との契約に際しては、反社会的勢力との関係の有無を確認し、必要に応じて誓約書を取得する。

（継続的な確認）

第9条 既存取引先についても、定期的に反社会的勢力との関係の有無を確認する。

（契約条項の整備）

第 10 条 契約書には、反社会的勢力排除に関する条項を明記するものとする。条項については下記 3 点を必ず記載する。

- (1) 第 8 条の確約が虚偽であると認められたときは、当社の申し出により、当該契約が解除される事
- (2) 契約相手が反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。
- (3) 契約相手が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めたときは、当社の申出により当該契約が解除されること。

第 5 章 通報・相談体制

(通報窓口)

第 11 条 反社会的勢力に関する情報や不審な取引等については、以下の社内通報窓口へ報告・相談するものとする。状況に応じて事業承継機構(JSK)へのコンプライアンス通報窓口への報告・相談も可とする

第 6 章 教育・研修

(教育の実施)

第 12 条 当社は、役職員に対して反社会的勢力に関する教育・研修を定期的の実施し、意識の向上を図る。

第 7 章 違反時の対応

(懲戒処分)

第 13 条 本規程に違反した役職員に対しては、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

附則

2025 年 6 月 1 日 株式会社黒岩 代表取締役社長 村本 章